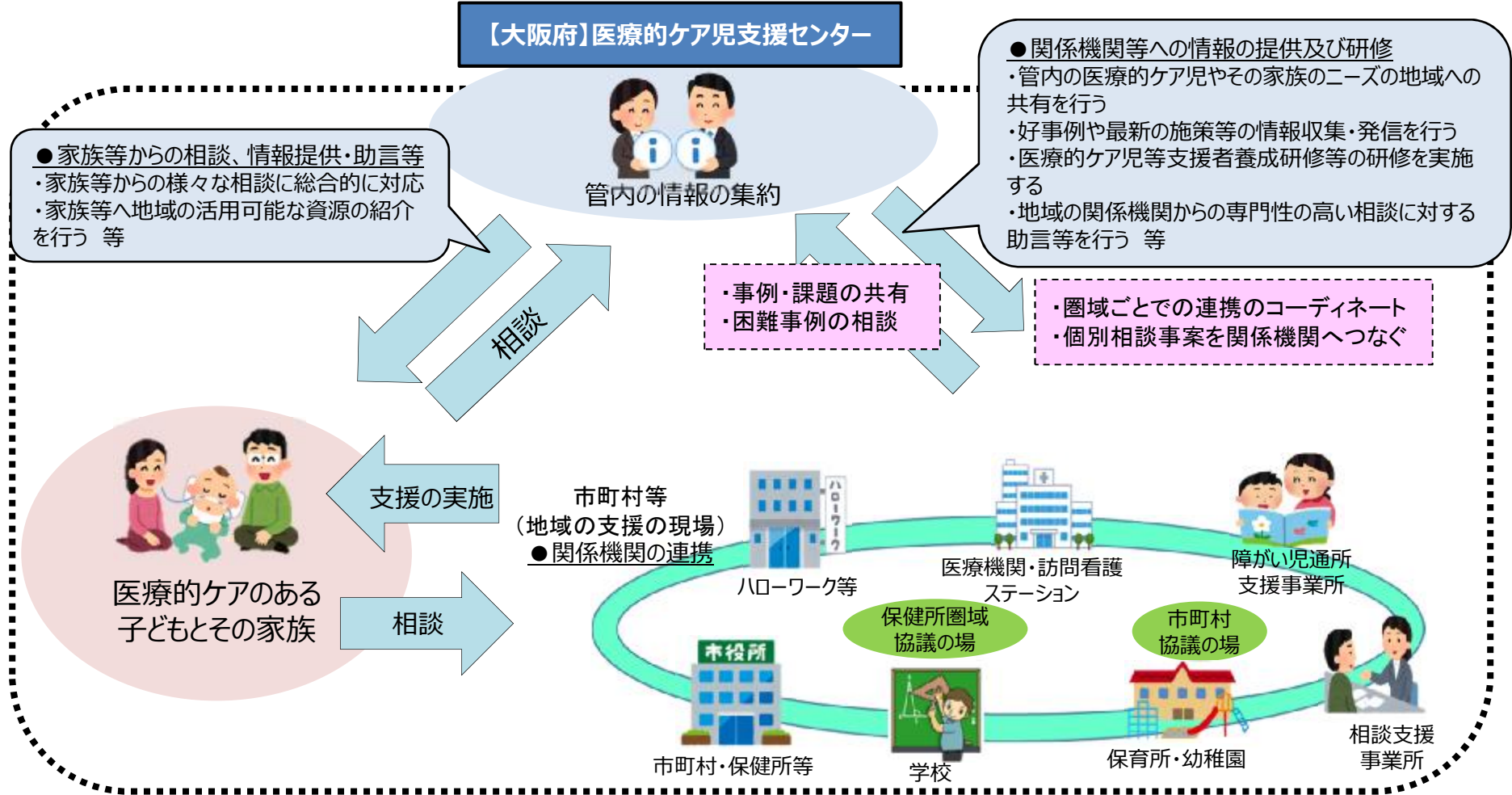


# 医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センター設置のイメージ図

医療的ケア児支援センター(以下、「センター」という。)にはコーディネーターを配置(人件費を措置)。コーディネーターはセンターに相談があった事例を関係機関へつなぐことや、各圏域における関係機関での連携のコーディネートを行う。また、医療的ケア児の支援を担う人材を養成する。

センターは、関係機関が連携できる場を設置し、事例や課題について共有を図るとともに困難事例の相談を受け、必要な情報提供及び助言を行う。



## 医療的ケア児支援法に基づく医療的ケア児支援センターの役割（案）

○医療的ケア児支援センターにはコーディネーターを配置し、相談対応や関係機関連携等の業務を行う。

### 1. 相談対応（センター配置のコーディネーターによる）

- ・ 医療的ケアのある子どもとその家族からの相談を受け関係機関へつなぐ、助言等
- ・ 医療的ケアのある子どもとその家族へ地域の活用可能な資源の情報提供
- ・ 地域の関係機関からの専門性の高い相談に対する助言 等

### 2. 関係機関連携（センター配置のコーディネーターによる）

- ・ 圏域ごとでの関係機関（医療・保健・福祉・教育など）の連携コーディネート

### 3. 情報提供

- ・ 困難事例や課題、好事例の収集と情報提供

### 4. 研修

- ・ 医療的ケアに関する研修の実施

### 5. その他

- ・ 医療的ケア児支援センター担当者会議 等